

令和7年度「春の市民清掃デー」を実施する場合の注意事項

「春の市民清掃デー」を実施される皆様には下記により、事故等のないように十分注意するようお願いいたします。

- 春の市民清掃デーの対象となるごみは、道路や公園などの散乱ごみですが、同時に清掃した団地敷地内やお住まいの集合住宅の共有部の草刈等のごみも清掃デー専用袋に入れることができます。ボランティア袋で代用することはできません。
- 剪定枝は必ず紐などで縛ってください。一束の太さは30cm程度、一本の長さは60cm以下・太さが5cm以下となります。（それ以上は粗大ごみ扱いとなりますので別途申込が必要です。）
- ごみは分別して出して下さい。分別の方法は「ごみ・資源収集カレンダー」を確認してください。「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、それぞれ違う清掃デー専用袋に入れ、袋の表面「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」のどちらかをマジックペン等で丸く囲んでください。きれいなびん、缶、ペットボトルなどの資源物は、水で軽く洗い資源物の通常収集に出すか、エコプラザ多摩へお持ちください。
※袋に入れて出す場合は、ペットボトルは「燃やせるごみ」、びん・缶は「燃やせないごみ」になります。
※ライター、乾電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、スプレー缶、モバイルバッテリーなどの有害性ごみは「燃やせないごみ」には入れず、通常収集の「有害性ごみ」に出してください。

- 家具や自転車などの粗大ごみ、テレビなどの家電製品、消火器、タイヤ、車の部品、排水溝の泥や土、石、ブロックなどは対象になりませんのでご注意ください。上記の収集できない物は、その敷地の管理者（市の道路・公園の場合は道路交通課や公園緑地課、住宅管理組合等は各施設管理者へ）に連絡をしてください。管理者が不明な場合はエコプラザ多摩に連絡してください。

公園の管理者	多摩市役所 公園緑地課	}	電話 042(375)8111
市道の管理者	多摩市役所 道路交通課		
都道の管理者	南多摩東部建設事務所	電話	042(720)8622

- 「ごみ集積場所」について「参加者が持ち帰る」を選択した場合は、通常の収集日に清掃デー専用ごみ袋で出してください。また、団地等の通常のごみ集積所及び、その他のごみ集積場所は、燃やせるごみと燃やせないごみを判別できるようにして、まとめて出してください。
- 通常の収集日に状況を見ながら収集するため、日時を指定することはできませんので、安全に配慮し、カラス除けや風などによるごみの飛散防止対策をお願いします。回収は、清掃終了後1週間から10日程度かかります。（「燃やせないごみ」は月2回の収集のため実施日によってさらに時間を要する場合があります。2週間以上収集されない場合は資源循環推進課に連絡してください。）
- 専用の袋は「春の市民清掃デー」として「届けをした日」以外は使用しないでください。排出された場合、収集されないこともあります。（専用袋が残った場合は次回に使用するか、返却してください。）
- 安全第一とし、危険な場所には入らず、蜂や蜘蛛など危険な動植物には十分注意してください。

多摩市環境部資源循環推進課収集担当（エコプラザ多摩内）

電話 042-338-6836 FAX 042-356-3919(24時間可)